

● ラーニングコンテンツの作成及び使用に関する確認書

北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センター（以下「センター」という。）の講義模様のeラーニングコンテンツ（以下、コンテンツ）化について、北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センターにおけるeラーニングコンテンツに関する著作権等の取扱い内規（以下、内規）第4条第3項の規定により、内規に定める事項で特に重要な下記の事項について確認します。（用語の定義については、同内規に定めるものを引用します。）

確認事項1 センターによるコンテンツの使用について（内規第4条）

- ① 講義中の写真撮影・録音・録画をお認めいただきます。また、それらにより得られたデータ、および配付資料を、著作者の同意に基づき編集し、コンテンツを作成することをお認めいただきます。
- ② 講義の発言内容をテキスト化し、専門家による翻訳もしくは翻訳アプリケーションによる翻訳を介してコンテンツを作成することをお認めいただきます。
- ③ コンテンツの、インターネットによる配信をお認めいただきます。
- ④ バックアップを目的としたCD-ROM、DVD-ROM、フラッシュメモリ等記憶媒体へのコンテンツの複製をお認めいただきます。
- ⑤ コンテンツの全部又は一部が第三者の著作権、肖像権を侵害しているおそれがあると管理者が判断した場合に、著作者に連絡を取ることが出来ない等やむを得ない事情がある場合、著作者の同意を得ることなく編集することをお認めいただきます。

確認事項2 著作者による校正（内規第5条第1項および第2項）

センターは、コンテンツの作成に当たっては、著作者の校正を受けるものとします。この校正においては、コンテンツが第三者の著作権、肖像権を無断で侵害しないよう適切に校正しなければなりません。

確認事項3 校正後における報告（内規第5条第3項および第4項）

著作者が、コンテンツの校正後に、第三者の著作権、肖像権を無断で侵害するおそれがある箇所があると判断した場合は、直ちに管理者に報告し、センターと著作者が相互協力して、当該部分の削除や当該第三者から利用許諾を得る等の適切な措置を講じなければなりません。

なお、この場合における相互協力とは、センターが保有する資源を活用しての編集作業についてはセンターが行うこととします。第三者から利用許諾を得るための手続きについては、著作者の思想・感情を完全に伝達出来ないことによるトラブル等を避けるため著作者が主体となって行うこととし、センターは著作者に対し、手続きに係る著作権法上の各種情報提供等を行います。

確認事項4 コンテンツ使用の許諾期間および対象（内規第6条第1項および第2項、第7条）

コンテンツは、原則として本学学生や学术交流協定を締結した大学（海外大学を含む）における学生で、且つセンターによる所定の手続きを経て利用を許可された者に対して視聴が可能なものとし、この期間は無期限とします。

特に本学社会人大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、及びこれらを除いた本学大学院工学院、大学院情報科学研究科および工学部の学生のうち、通常の授業に出席困難な特別な事情があると指導教員及び科目担当教員が認めた者については、コンテンツの視聴による履修利用が可能なものとし、この取り扱いは著作者が本学に在職中であるコンテンツのみとします。

なお著作者はこれらの指定について、管理者へ申し出ることによって随時変更出来るものとします。

確認事項5 コンテンツ使用の特例（内規第6条第3項）

履修利用が可能な科目で、著作者の退職等により視聴のみが可能となったコンテンツについて、当該科目の後任講義担当者等が、当該コンテンツを活用して履修利用が可能となるよう希望した場合には、利用方法を変更することが出来ます。ただし、著作者の許可を得た上で管理者に申し出なければなりません。

確認事項6 著作権侵害による訴訟等に対する措置（内規第8条）

コンテンツに関する著作権侵害による訴訟等が発生した場合、センターは著作者に対し事務的な支援を行い、協力してこれに対処するものとします。

確認事項7 著作権移転の際のセンターによるコンテンツ使用の保証（内規第10条）

著作者は、自己の講義にかかる著作権が第三者に移転する場合には、この内規に規定する自己の権利及び義務を、当該第三者に承継させなければなりません。

この事項が意味するものは、著作者が講義にかかる著作権を第三者に譲渡等することは可能ですが、センターには引き続き内規に定める使用が可能な条件でなければならないということです。なお、著作者が死亡し、著作権が自動的に遺族に相続された場合においても同様となります。

本確認書は、著作者が署名し管理者が押印の上、著作者と管理者が各一部を保管するものとする。

_____年____月____日

授業科目名

(英文科目名)

著作者 署名

管理者 押印欄

--

② eラーニングコンテンツの作成及び使用に関する確認書

北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センター（以下「センター」という。）の講義模様のeラーニングコンテンツ（以下、コンテンツ）化について、北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センターにおけるeラーニングコンテンツに関する著作権等の取扱い内規（以下、内規）第4条第3項の規定により、内規に定める事項で特に重要な下記の事項について確認します。（用語の定義については、同内規に定めるものを引用します。）

確認事項1 センターによるコンテンツの使用について（内規第4条）

- ① 講義中の写真撮影・録音・録画をお認めいただきます。また、それらにより得られたデータ、および配付資料を、著作者の同意に基づき編集し、コンテンツを作成することをお認めいただきます。
- ② 講義の発言内容をテキスト化し、専門家による翻訳もしくは翻訳アプリケーションによる翻訳を介してコンテンツを作成することをお認めいただきます。
- ③ コンテンツの、インターネットによる配信をお認めいただきます。
- ④ バックアップを目的としたCD-ROM、DVD-ROM、フラッシュメモリ等記憶媒体へのコンテンツの複製をお認めいただきます。
- ⑤ コンテンツの全部又は一部が第三者の著作権、肖像権を侵害しているおそれがあると管理者が判断した場合に、著作者に連絡を取ることが出来ない等やむを得ない事情がある場合、著作者の同意を得ることなく編集することをお認めいただきます。

確認事項2 著作者による校正（内規第5条第1項および第2項）

センターは、コンテンツの作成に当たっては、著作者の校正を受けるものとします。この校正においては、コンテンツが第三者の著作権、肖像権を無断で侵害しないよう適切に校正しなければなりません。

確認事項3 校正後における報告（内規第5条第3項および第4項）

著作者が、コンテンツの校正後に、第三者の著作権、肖像権を無断で侵害するおそれがある箇所があると判断した場合は、直ちに管理者に報告し、センターと著作者が相互協力して、当該部分の削除や当該第三者から利用許諾を得る等の適切な措置を講じなければなりません。

なお、この場合における相互協力とは、センターが保有する資源を活用しての編集作業についてはセンターが行うこととします。第三者から利用許諾を得るための手続きについては、著作者の思想・感情を完全に伝達出来ないことによるトラブル等を避けるため著作者が主体となって行うこととし、センターは著作者に対し、手続きに係る著作権法上の各種情報提供等を行います。

確認事項4 コンテンツ使用の許諾期間および対象（内規第6条第1項および第2項、第7条）

コンテンツは、原則として本学学生や学术交流協定を締結した大学（海外大学を含む）における学生で、且つセンターによる所定の手続きを経て利用を許可された者に対して視聴が可能なものとし、この期間は無期限とします。

特に本学社会人大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、及びこれらを除いた本学大学院工学院、大学院情報科学研究科および工学部の学生のうち、通常の授業に出席困難な特別な事情があると指導教員及び科目担当教員が認めた者については、コンテンツの視聴による履修利用が可能なものとし、この取り扱いは著作者が本学に在職中であるコンテンツのみとします。

なお著作者はこれらの指定について、管理者へ申し出ることによって随時変更出来るものとします。

確認事項5 コンテンツ使用の特例（内規第6条第3項）

履修利用が可能な科目で、著作者の退職等により視聴のみが可能となったコンテンツについて、当該科目の後任講義担当者等が、当該コンテンツを活用して履修利用が可能となるよう希望した場合には、利用方法を変更することが出来ます。ただし、著作者の許可を得た上で管理者に申し出なければなりません。

確認事項6 著作権侵害による訴訟等に対する措置（内規第8条）

コンテンツに関する著作権侵害による訴訟等が発生した場合、センターは著作者に対し事務的な支援を行い、協力してこれに対処するものとします。

確認事項7 著作権移転の際のセンターによるコンテンツ使用の保証（内規第10条）

著作者は、自己の講義にかかる著作権が第三者に移転する場合には、この内規に規定する自己の権利及び義務を、当該第三者に承継させなければなりません。

この事項が意味するものは、著作者が講義にかかる著作権を第三者に譲渡等することは可能ですが、センターには引き続き内規に定める使用が可能な条件でなければならないということです。なお、著作者が死亡し、著作権が自動的に遺族に相続された場合においても同様となります。

本確認書は、著作者が署名し管理者が押印の上、著作者と管理者が各一部を保管するものとする。

_____年____月____日

授業科目名

(英文科目名)

著作者 署名

管理者 押印欄

--